

23 農地を相続した際の手続き

手続きの説明

世田谷区内の農地を所有している方が亡くなられた場合、これを相続した際に届出が必要となります。

申請書等

- ・農地法3条の3（ホームページで取得できます。）

持ち物

- ・案内図(該当箇所に印をつけてください。) 1部
- ・公図(正本、発行後3か月以内、該当箇所に印をつけてください。) 1部
- ・土地全部事項証明書(土地登記簿謄本、発行後3か月以内) 1部
(注意)届出者の現住所と土地全部事項証明書(土地登記簿謄本)の所有者欄の住所が異なる場合は、現住所までの連続性がわかる書類(住民票、戸籍の附票など)
- ・委任状 1部
(注意)届出者が窓口に来られない場合
(注意)届出者が複数の場合は、その全員分の委任状

受付窓口

- ・世田谷区農業委員会事務局

期 限

- ・農地の権利を取得したことを知った時点から10か月以内に農業委員会に届出ることが必要です。

問い合わせ先

- ・世田谷区農業委員会事務局 電話 3 4 1 1 - 6 6 6 0
FAX 3 4 1 1 - 6 6 3 5
(区役所三軒茶屋分庁舎4階：太子堂2 - 1 6 - 7)